

漢代の刑罰と宮刑について (二)

——前稿「漢代の宮刑について」を改題——

内 田 智 雄

後漢歴代の天子が、しばしば死罪一等を減ずる詔を出していることは後記のごとくであるが、その死罪一等を減じた刑は、徙遷刑であって宮刑ではない。そしてその詔の先蹤をなすものは、光武帝の建武二十二年(46 A.D.)の詔である。それはその年の九月戊辰の日に起きた南陽郡(今の河南省南陽県周辺の地)の地震をもって、天子の不徳に対する天譴として、南陽にその年の田賦やまぐさの供出を免除するとともに、

其死罪繫囚在戊辰以前、減死罪一等。(光武帝紀下)

とするものである。すなわち地震の生じた戊辰の日以前の死罪囚には、死罪一等を減ずるとともに、徒役の囚はことごとく鉗(けん)(くびかせ)を解き、絲絮を着ることを許し、郡中の居住者で圧死したのものには、一人につき棺代三千(錢?)をあたえらるとするものである。なお後漢書注は「絲絮を衣る」に注して、「旧法に、徒役に在る者は絲絮を衣ることを得ず、いま赦してこれを許す」としている。そして沈家本はこの詔の「減死罪一等」について次のように記している。

漢代の刑罰と宮刑について (二)

同志社法学 二八卷六号

一 (八五五)

按ずるに減等の名、実に始めて此に見ゆ。これより以後、東京ついに奉じて成法となす。(沈寄篋遺書、刑法考、赦三)と。すなわち後の詔に頻出する減等のことは、この建武二十二年の詔に始まるとしているが、偶目するところによれば、すくなくとも前漢の哀帝の時代に、「減死一等」の名がすでに見えていること後に見るごとくであって、従って沈家本のいうところは、後漢についていうものと限定しておく必要がある。

つづいて光武帝は、建武二十九年(53)夏四月乙丑にも

令天下繫囚、自殊死已下及徒、各減本罪一等、其餘贖罪・輸作各有差。(光武紀、下)

という詔を出し、殊死以下徒刑にいたるまで、それぞれ本罪から一等を下すとしているが、殊死以下徒刑にいたる刑名とその次序とは、上記の詔によっては明らかにしがたい。とにかく二代明帝以後後漢一代を通じて、常法のごとくに出された減等の詔は、建武二十二年の詔をもってその先蹤とするものといえることができる。なお建武二十八年(52)冬十月癸酉の詔には、

令死罪繫囚、皆一切募下蠶室、其女子宮。

とあり、また三十年(55)秋九月甲辰にも、

詔令死罪繫囚、皆一切募下蠶室、其女子宮。

と、殆どまったく同文といつてよい詔が出されている。また二代明帝(57-75)より桓帝(168-189)にいたる諸帝の詔も、簡繁必ずしも一様ではなく、また内容的に若干の差異を有する場合があるとはいえ、多くはその前詔を踏襲し、あるいはその内容の一部を抄出したにすぎないようなものが頗る多い。そしてこのこと自体ひとつの問題であるが、これは後に当然言及する問題としてここでは一応留保して、いま三代章帝(75-88)の建初七年(82)の詔を、かり

にその典型的なものとして掲出し、その内容に即して、これを(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)の符号を付して分別し、他の詔ないし他の諸帝の詔との照合比較の便に供し、本稿主題との関連において、その若干事項についてその精察を試みることにする。

章帝建初七年(83)九月辛卯の詔

(イ) 詔天下繫囚、減死一等、勿笞、詣邊戍、妻子自隨、占著所在、父母同產欲相從者、恣聽之、有不到者、皆以乏軍興。

(ロ) 及犯殊死、一切募下蠶室、其女子宮。

(ハ) 繫囚鬼薪・白粲以上、皆減本罪各一等、輸司寇作。

(ニ) 亡命贖、死罪入縑二十四、右趾至髡鉗城旦・舂十四、完城旦・舂至司寇三匹。

(ホ) 吏人有罪未發覺、詔書到自告者、半入贖。

この章帝の詔にはいくつかの問題点がある。すなわち

(イ) 「死」罪と「詣邊戍」すなわち徙邊刑とに関する問題。

(ロ) (イ)の「繫囚」の「死」罪と「殊死」の罪との差異、および男子の「下蚕室」に対する女子の「宮」刑、さらに五刑の一たる宮刑との刑名の関係。

(ハ) 「鬼薪・白粲以上」死刑にいたる刑名とその次序、および「鬼薪・白粲」以下「司寇作」にいたる刑名とその次序。

(ニ) 「亡命」者の贖縑に見られる「死罪」および「右趾」以下「髡鉗城旦・舂」にいたる刑名とその次序、「完城旦・舂」以下「司寇」にいたる刑名とその次序、およびそれらの刑名と実刑との関係。

など、後漢の刑罰やその体系に関する基本的な問題が含まれている。その意味において、上記の詔の内容を今いちど要約してみると次のようなことになる。

- (イ) 天下の死罪囚の刑一等を減じて辺境の守備にあたらせる。
- (ロ) 殊死の罪を犯した者は、すべてその希望に応じて、男子は蚕室に下し、女子は宮刑とする。
- (ハ) 鬼薪・白粲以上の刑囚は、すべて本罪からそれぞれ刑一等を減じて司寇作おぐに輸おくる。
- (ニ) 亡命者に対する贖罪の額は、死罪の者はけん縲二十四匹、右趾から髡鉗城旦・舂までは十匹、完城旦・舂から司寇までは三匹とする。
- (ホ) 役人が罪を犯していてまだ発覚しない以前であって、この詔が発布されてから自首して出た場合は、それぞれの罪刑に対する贖縲の半額を出せばよいこととする。

しかしこれが緩刑の詔であることはいうまでもないが、前記のごとく刑の実態やその次序が明らかでないため、的確には理解しがたいところが頗る多い。故に以下、前記の詔に付した記号のもとに、光武帝から後漢末期の靈帝(獻帝にはこの種の詔は見えない)にいたる同種の詔を区分掲出して、彼此比較考察の資となし、詔の内容をさらに具体的に知る一法としたいと思う。なお詔には必要とする後漢書注をあわせ記することとした。

(一) 光武帝建武二十八年(52)冬十月癸酉

(ロ) 詔死罪繫囚、皆一切募下(1)蠶室、其女子宮(2)。

注(一) 蠶室、宮刑獄名、宮刑者畏風、須暖、作罾室蓄火如蠶室、因以名焉。罾音一禁反、見前書音義。

注(2) 謂幽閉也。

(二)光武二十九年(53)夏四月乙丑

(1)詔令天下繫囚、自殊死已下及徒、各減本罪一等、

(二)其餘贖罪輸作、各有差。

(三)光武三十一年(55)秋九月甲辰

(四)詔令死罪繫囚、皆一切募下蠶室、其女子宮。

(四)明帝中元二年(57)十二月甲寅

詔曰、(中略)

(一)天下亡命殊死以下、聽得贖論、死罪入縑二十四匹、右趾至髡鉗城旦⁽¹⁾、春十四匹、完城旦⁽²⁾、春至司寇作三匹。

(二)其未發覺、詔書到先自告者、半入贖。

注(1) 前書音義曰、右趾謂刖其右足、次刖左足、次劓、次黥、次髡鉗爲城旦、春、城旦者、晝日伺寇虜、夜暮築長城、春者、

婦人犯罪、不任軍役之事、但令舂以食徒者。

注(2) 完者、謂不加髡鉗而築城也、次鬼薪、白粲、次隸臣、妾、次司寇作。

(五)明帝永平八年(65)冬十月丙子

(1)詔三公、募郡國中都官死罪繫囚、減罪一等、勿笞、詣度遼軍營、屯朔方、五原之邊縣、妻子自隨、便占著邊

縣、父母同產欲相代者、恣聽之。

(二)其大逆無道殊死者、一切募下蠶室。

漢代の刑罰と宮刑について (二)

同志社法學 二八卷六号

五 (八五九)

(二) 亡命者、令贖罪各有差。

凡徙者、賜弓弩衣糧。

注(1) 占著謂附名籍。

(六) 明帝永平九年(86) 春三月辛丑

(1) 詔郡・國死罪囚減罪、與妻子詣五原・朔方占著。(下略)

(七) 明帝永平十六年(83) 九月丁卯

(1) 詔令郡・國・中都官死罪繫囚、減死罪一等、勿笞、詣軍營、屯朔方・敦煌、妻子自隨、父母同產欲求從者、恣聽之、女子嫁爲人妻、勿與俱。

(2) 謀反・大逆無道、不用此書。

(八) 章帝建初七年(83) 九月辛卯(前出)

(1) 天下繫囚、減死一等、勿笞、詣邊戍、妻子自隨、占著所在、父母同產欲相從者、恣聽之、有不到者、皆以乏軍興論。⁽¹⁾

(2) 及犯殊死、一切募下蠶室、其女子宮。

(3) 繫囚鬼薪・白粲以上、⁽²⁾皆減本罪各一等、輸司寇作。

(4) 亡命贖、死罪入縲二十四、右趾至髡鉗城旦・舂十四、完城旦至司寇作三匹。

(5) 吏人有罪未發覺、詔書到自告者、半入贖。

注(1) 軍興而致闕乏、當死刑也。

注(2) 前書曰、鬼薪・白粲已上、皆三歲刑也、男子爲鬼薪、取薪以給宗廟、女子爲白粲、使擇米白粲粲然。

(九)章帝元和元年(84)八月癸酉

(イ)詔曰、(中略)其改建初九年爲元和元年、郡・國・中都官繫囚、減死一等、勿笞、詣邊縣、妻子自隨、占著在所。

(ロ)其犯殊死、一切募下蠶室、其女子宮。

(ハ)繫囚鬼薪・白粲以上、皆減本罪一等、輸司寇作。

(ニ)亡命者贖、各有差。

(十)章帝章和元年(85)夏四月丙子。

(イ)令郡・國・中都官繫囚、減死一等、詣金城戍。(甲)

同じ年の秋七月の詔

(イ)死罪囚、犯法在丙子赦前、而後捕繫者、皆減死、勿笞、詣金城戍。(乙)

(十一)章帝章和元年(85)九月壬子

(イ)詔郡・國・中都官繫囚、減死罪一等、詣金城戍。

(ロ)犯殊死者、一切募下蠶室、其女子宮。

(ハ)繫囚鬼薪・白粲已上、減罪一等、輸司寇作。

(ニ)亡命者贖、死罪縑二十四匹、右趾至髡鉗城旦・舂七匹、完城旦至司寇三匹。

(ホ)吏民犯罪未發覺、詔書到自告者、半入贖。

(十二)和帝永元八年(96)八月辛酉

(イ) 飲酎、詔郡・國・中都官繫囚、減死一等、詣敦煌。

(ロ) 其犯大逆、募下蠶室、其女子宮。

(ニ) 自死罪已下至司寇、及亡命者入贖、各有差。

飲酎とは禮記月令の「天子飲酎」の鄭注に、「酎之言醇也、謂重釀之酒也」とあるごとく、酎は重ねて醸した濃厚な酒のこと
で、正月一日に作り八月に宗廟の祠の際に飲むこととされている。この詔は飲酎のときの赦書である。

(三) 安帝永初元年(107) 九月丙戌

(ニ) 詔死罪以下、及亡命贖、各有差。

(四) 安帝元初二年(115) 冬十月

(イ) 詔郡・國・中都官繫囚、減死一等、勿笞、詣馮翊・扶風屯、妻子自隨、占著所在、女子勿輸、⁽¹⁾

(ニ) 亡命死臯以下贖、各有差。

注(1) 不輸作也。

(五) 安帝延光三年(134) 冬九月乙巳

(イ) 詔郡・國・中都官死臯繫囚、減罪一等、詣敦煌・隴西及度遼營、⁽¹⁾

(ニ) 其右趾以下、及亡命者贖、各有差。

注(1) 漢官儀曰、度遼將軍屯五原曼柏縣也。

(六) 順帝永建元年(136) 冬十月辛巳

(イ) 詔減死罪以下徙邊。

(二) 其亡命贖、各有差。

(甲) 順帝永建五年 (130) 冬十月丙辰

(1) 詔郡・國・中都官死罪繫囚、皆減死罪一等、詣北地・上郡・安定戍。

(乙) 順帝陽嘉元年 (132) 九月

(1) 詔郡・國・中都官繫囚、減死一等。

(二) 亡命者贖、各有差。

(丙) 順帝永和五年 (140) 五月丁丑

(二) 令死罪以下、及亡命贖、各有差。

(丁) 順帝漢安二年 (143) 冬十月辛丑

(二) 令郡・國・中都官繫囚、殊死以下出縑贖、各有差。其不能入贖者、遣詣臨羌縣、居作二歲。

(戊) 沖帝建康元年 (144) 十一月己酉

(1) 令郡・國・中都官繫囚、減死一等、徙遷、謀反大逆、不用此令。

(己) 桓帝建和元年 (145) 夏四月丙午

(1) 詔郡・國繫囚、減死罪一等、勿笞、唯謀反大逆、不用此書。

(庚) 桓帝建和元年 (145) 十一月戊午

(1) 減天下死罪一等、戍邊。

(辛) 桓帝建和三年 (146) 九月己卯、地震、庚寅、地又震。

(二) 詔死罪以下、及亡命者贖、各有差。

(三) 桓帝和平元年(150)冬十一月辛巳

(1) 減天下死罪一等、徙邊戍。

(四) 桓帝永興元年(153)十一月丁丑

(1) 詔減天下死罪一等、徙邊戍。

(五) 桓帝永興二年(154)九月

(1) 減天下死罪一等、徙邊戍。

(六) 靈帝建寧元年(168)冬十月甲辰晦、日有食之。

(二) 令天下繫囚罪未決、入縑贖各有差。

(七) 靈帝熹平三年(174)冬十月癸丑

(二) 令天下繫囚罪未決、入縑贖。

(八) 靈帝熹平四年(175)冬十月丁巳

(二) 令天下繫囚罪未決、入縑贖。

(九) 靈帝熹平六年(177)冬十月辛亥

(二) 令天下繫囚罪未決、入縑贖。

(十) 靈帝光和三年(180)八月

(二) 令繫囚罪未決、入縑贖各有差。

③靈帝光和五年（182）秋七月癸酉

（二）令繫囚罪未決、入縑贖。

④靈帝中平四年（185）秋九月丁酉

（二）令天下繫囚罪未決、入縑贖。

上記のように光武帝から靈帝にいたる詔には、その簡繁や内容において若干の差異が認められるとしても、かかる同種の詔が殆ど各帝ごとに、殊に明帝や章帝においては、一代数次にわたって出されているが、かかる類似の詔の頻発はそもそも如何なる事由によるかをまず考えてみたい。いま上掲の詔書を通覧してみると、帝紀にはそのことを明記していないが、結果的には改元の年に出されているものが多いことが知られる。すなわち上掲詔書の(九)、(五)、(一)、(三)、(四)、(六)、(七)、(八)、(十)、(十一)などが皆それである。また地震によるものとしては、前掲の建武二十二年(46)九月戊辰の詔に、

其死罪繫囚、在戊辰以前、減死罪一等、徒皆弛解鉗、衣絲絮、賜郡中居人壓死者、棺錢人三千。

注(一) 弛、解脱也、(中略)舊法、在徒役者、不得衣絲絮、今赦許之。

とあり、また(四)の桓帝建和三年(149)九月己卯の詔の前文には「地震ふゆい、庚寅、地また震う」とあって、この詔が地震の再発によるものであることを物語っている。また旱害によるものとしては、和帝永元六年(94)の詔に、

秋七月旱、詔中都官徒、各除半刑、謫其未竟、五月以下皆免遣。

とあって、中都官の徒刑囚に限ってその刑期を半減し、刑期未了のものも、五ヶ月未満のものはこれを赦免せよとし

ている。また質帝(145)の永嘉元年五月甲午の詔は、旱魃に対する赦宥の事由を物語るものである。

詔して曰わく、「朕、不徳をもって母に天下を託し、政を布くこと明らかならず、毎に厥の中を失い、春より夏に涉り、大旱炎赫し、憂心京京たり。故にまた明祀に禱祈して潤沢を蒙らんことを冀い、前には雨を得るといへども、宿麦頗る傷つく。比日陰雲するも、還たまた開霽し、寤寐永く歎じ、重ねて惨結を懐う。将、二千石・令長の寛和を崇ばずして暴刻をこれ為せるか。其れ中都官の繫囚、罪殊死に非ずして、考いまだ竟えざる者は、一切出ざるに任せ、以て立秋を須て。

と。因に質帝は章帝の玄孫で、三歳で崩じた沖帝の後を承け、八歳で即位して九歳で崩じている。詔に「不徳をもって母に天下を託し」とあるのは、順帝の皇后梁氏が皇太后として、沖帝・質帝二代の朝政を乗ったことをいうものである。また(四)の靈帝の詔は、帝紀の記するがごとく日食によるものである。

上に見たごとくこの種の詔に、改元、地震、旱魃や日食に際して発せられたものの存することは知られるが、しかしそれらがそのすべてでないのみならず、特に一帝数回にわたって、同種の詔が発せられている事実を解明するものではない。そこで問題は、この種の詔書の法的時間的効果如何ということになる。換言すればこれらの赦書の効果は、その発布された時点において、前後いずれにあるかということである。そしてそれは、さきの光武帝建武二十二年九月戊辰の詔に、

其死罪繫囚、在戊辰以前、減死罪一等。

と、「戊辰以前」に限定していることによっても知られるが、さらにその一証を後漢書の郭躬伝に求めてみることにする。

郭躬は父の弘が伝える小杜律（杜周の子の延年の伝える法律）を伝習し、明帝の永平（81-89）年間に廷尉正となったが、法に坐して免ぜられ、のち三遷して章帝の元和三年（86）に廷尉となった。章帝の章和元年（87）夏四月丙子に出された詔には、

赦天下繫囚在四月丙子以前、減死罪一等、詣金城。（郭躬伝）

②の⑴の（甲）には、「令郡・國・中都官繫囚、減死罪一等、詣金城戍」（章帝紀）とあって、字句に若干の差異がある。

とあって、亡命していまだ発覚していないものについては、その減罪のことが言われていないところから、郭躬は次のような封事を上^{たてまつ}っている。

聖恩所以減死罪使戍邊者、重人命也、今死罪亡命無慮萬人、又自赦以來、捕得甚衆、而詔令不及、皆當重論、伏惟天恩莫不蕩宥、死罪已下並蒙更生、而亡命捕得、獨不沾澤、臣以爲赦前死罪、而繫在赦後者、可皆勿咎詣金城、以全人命、有益於邊。（郭躬伝）

と。郭躬のこの封事によって、章帝は「これを善^よしとし、即ち詔を下し」（郭躬伝）たのが、②の⑴の（乙）の詔である。すなわち郭躬の封事の要点は次のとおりである。章和元年四月丙子の赦書によって、一般の死罪以下の繫囚はいずれも更生の途が講ぜられているにかかわらず、赦書発布後に捕えられた亡命の死罪（一般繫囚の死罪と、亡命の死罪以下とを区別すること、②の⑵以下、さきに列記せる各詔の⑵を参照）の者はきわめて多く、その数無慮^{およそ}一万人にも達しているが、丙子の赦書によってはこれらの者を救済する途がなく、死刑をもって論ずるよりほかにはない。しかしながら天子の恩沢というものは、万民均しく均霑すべきものであって、一般の死罪以下は恩典に浴し得ても、亡命して捕えられたものには及ばないといったものであってはならないと思う。それで、丙子の赦書の出る前に亡命の罪で死罪を

犯していても、赦書の出されたのちに捕えられた者については、みな笞刑を施すことなく、一般の死罪囚と同様に、金城の戍営に行かされるようにされたい、というのである。そして郭躬の封事によって出されたのが、(甲)(乙)の詔であること前記のごとくである。

上記の二詔は九月「戊辰以前」とか、「四月丙子以前」とかと、いずれも詔書発布の日以前に赦の対象を限定しているのに対して、他の詔書にはかかる日限を明示していないけれども、一般に詔書がその発布の日以前の犯罪についていうものであることは明らかである。すなわち「詔令」発布の日をもって、「赦前」と「赦後」と明確な一線が劃されていて、「赦後」には恩典は及ばないということになるのである。従って、上掲詔書の常套語である「繫囚」は、詔書発布の時点における「繫囚」であって、爾後の繫囚には及ばないこともちろんである。「繫囚」の語のもつ意味はまさにここにあるといえる。従ってまた、一帝における同一内容の詔の続発や、次帝による同一内容の詔の反覆は、前詔ないし前帝の詔発布後に発覚捕繫された犯罪者について適用されるということになり、またかく解してこそ、初めて同一内容の詔の頻発や反覆の理由が説明できると思われる。かくて庶政の一新を意味し標榜する改元の際や、地震・旱魃・日食など自然現象の変異が、ただちに政治に対する天譴と考えられ、また犯罪そのものが政治の貧困や天子の不徳によるものと考えられた中国においては、上記のような機会に、一定の条件のもとにある犯罪者に対して、緩刑や減刑の措置を講ずることが、一方において天意を遵奉する所以であるとともに、他方、郭躬の封事にも見えるごとく「辺に益あり」、すなわち辺境防備兵の補充や殖民政策的な効果をもち、縑による贖罪によって、宮廷の経済や国家財政に寄与するという効果をもあわせもつわけである。その極端な場合が、靈帝の詔(甲)―(乙)であって、いずれも天下の未決囚をことごとく縑をもつて贖せしめるというものであって、これはもはや上記のような意味での緩

刑や減刑の目的を逸脱して、おそらくは財政的目的を主とするものと考えざるを得ないが、同時にまた、後漢末期の政治状勢が、このような措置を採らしめるにいたったというべきであるかも知れない。沈家本はこれについて次のような説明をしている。

按ずるにこれより以後、遂に減等の文なし。靈帝の時に至りて、大赦にあらざるばすなわち縑をもって贖す、蓋し旧典と同じからず。大抵、永平（明帝の時の年号）以後の徙屯は、多く辺を実たすの一策たり。桓帝の時なおこれを行なうも、靈帝ついに廢して用いず。またそのとき大赦頻りにして、仍ち減すべき繫囚なきに幾し。世變の亟なること、すなわち赦事もって見るべし。（沈寄篠遺書、赦三、減等）と。

減死一等の刑としての徙遷について記するにさきだち、上掲の詔に数多く見られる一、二の用語について若干の解説を付しておきたい。

上掲の諸詔には「天下の繫囚」というものと、「郡・国・中都官の繫囚」というものがあり、その後者が比較的が多いことに気づくが、この両者が同じ意味内容のものであることは、さきに記した章帝紀の詔と郭躬伝に載せるところによって明らかである。

令郡・国・中都官繫囚、減死一等、詣金城戍。（同）（甲）章和元年四月丙子）

赦天下繫囚在四月丙子以前、減死罪一等、勿笞、詣金城。（郭躬傳）

しかして後詔の「天下繫囚」は、前詔の「郡・国・中都官繫囚」をいいかえたものであって、従って「天下」が、天

子の直轄地たる「郡」と、諸侯王の封地たる「国」と、京師みやこの諸官府たる「中都官」とを総称するものであることが知られる。なお「郡・国」とのみあって「中都官」の囚について記さないものに、

詔郡・國死罪囚減罪、與妻子詣五原・朔方占著。(丙、明帝永平六年の詔)

詔郡・國繫囚、減死罪一等、勿笞。唯謀反大逆、不用此書。(丙、桓帝建和元年の詔)

が見られる。これについて沈家本は、「惟うに郡・国みな赦して、中都官のみひとり赦せず、おそらくはこの法なし。疑うらくはこの紀に脱文あらん」(沈寄穆遺書、赦考、赦例三)といているが、これは必ずしも左様ではなく、中都官が京師の諸官府たることによって、特に郡・国のそれと區別する場合の存することがある。たとえば和帝の永元六年(94)に、

秋七月旱、詔中都官徒、各除半刑、謫其未竟、五月巳下皆免遣。

とあり、また質帝の永嘉元年(145)五月甲午の詔にも、

其令中都官繫囚、罪非殊死、考未竟者、一切任出、以須立秋。(質帝紀)

とあるのがそれであって、これは中都が郡・国のそれと異なる特殊な行政地域であることによって、時として郡や国とは異なる取扱いをする場合があるのであって、沈家本の説のごとく、帝紀の脱文とのみはいうを得ないと思われる。すくなくとも郡・国の囚を赦す場合には、必ず中都官の囚をも当然に赦すとは断じ得ないというべきであろう。

また「天下」あるいは「郡・国・中都官」の「繫囚」という語をまったく用いないで、たとえば光武帝建武二十八年の詔(一)には「詔死罪繫囚、(下略)」とあり、同三十一年の詔(二)には「詔令死罪繫囚、(下略)」とあるが、その中間の建武二十九年の詔(三)には「詔令天下繫囚、(下略)」とあって、これによって詔(一)も(二)も、ともに「天下」の語を略し

たものであることが知られる。また同様な省略が(四)の順帝即位の永建元年(126)の詔に、「詔減死罪以下徒邊」と見えるが、これは安帝の延光三年(134)の(四)の詔意を承けて表現の省略をしたものか、後漢書の撰者による表現の節略と解するよりほかにはない。

なお上記のごとく「天下」あるいは「郡・國・中都官」の「繫囚」以外に、特に「三輔」を加えたものが後漢初代の光武帝の詔に見えている。いま詔とともに、のちに刑名を考える資として、必要な後漢書注をあわせ記すれば次のごとくである。

建武五年(29)五月丙子、詔曰、久旱傷麥、秋種未下、朕甚憂之、將殘吏未勝、獄多冤結、元元愁恨、感動天氣乎、其令中都官、三輔・郡・國出繫囚⁽¹⁾、罪非殊死、一切勿案⁽²⁾、見徒免爲庶人、務進柔良、各正厥事焉。(光武記)

注(1) 前書音義曰、中都官謂京師諸官府也、國謂諸侯王國也。

(2) 殊死謂斬刑、殊絶也、左傳曰、斬其木而弗殊、一切謂權時、非久制也、並見前書音義。

また建武七年(31)春正月丙申に、

詔中都官・三輔・郡・國出繫囚、非犯殊死、皆一切勿案其罪、見徒免爲庶人、耐罪亡命、吏以文除⁽¹⁾。

注(1) 耐、輕刑之名、前書音義曰、一歲刑爲罰作、二歲刑已上爲耐、耐音乃代反、亡命謂犯耐罪而背名逃者、令吏爲文簿、記其姓名而除其罪、恐遂逃不歸、因失名籍。

とある。前詔は久しく旱魃がつづいて秋の收穫が気づかわれる状態にあるが、それは冤獄が多くて民が愁怨し、そのため天がかかる旱害を下すにいたったのではなからうかとして、中都官・三輔・郡・國の繫囚にして、殊死の罪を犯した者以外は、すべてその罪を問わないこととし、また現に徒役にある者は、免じて庶人とせよというものである。

そして後の詔には、詔の出された事由を記していないが、この二つの詔に見える「三輔」について後漢書注には、

三輔謂京兆・左馮翊・右扶風、共在長安中、分領諸縣。(光武紀、更始元年九月庚戌の條)

とあって、これは三輔の豪傑が共に王莽を誅し、その首を伝えて宛(今の河南省南陽県の地)に詣るといふ記事の注に見えるもので、当時の都長安の周辺の地をいうが、この「三輔」の語がこの種の詔においては、建武初期のそれには見えていて、その後の詔に見えなくなっているのは、建武元年十月に、都を長安から洛陽に遷したことによるものであろう。

次に死罪を減じて徙遷する場合、詔にしばしば見られる「勿笞」の語について触れておきたい。

さきに列挙した詔においては、(五)、(七)、(八)、(九)、(一〇)(乙)、(一〇)にいずれも「勿笞」とあるが、その他の詔にはこれを見ない。他方、詔そのものの内容上、笞刑について記する要がないと考えられるものに(四)、(三)、(一)および(六)以下の詔があるが、これらはいずれも贖罪の詔であって、始めからその有無を記載する要はないといつてよいであろう。しかし減死徙遷の詔においては、この語の有無は一応問題とせざるを得ない。いま一例をさきにも記した(一)の章帝の章和元年の詔に求めてみると、

(甲) 夏四月丙子、令郡・国・中都官繫囚、減死一等、詣金城戍。

(乙) 秋七月、死罪囚、犯法在丙子赦前、而後捕繫者、皆減死、勿笞、詣金城戍。

とあり、(乙)は前記のごとく郭躬の上書によって、(甲)の適用範囲をやや拡大したものであるが、刑そのものの内容を変更したものではない。従つて(乙)に見られる「勿笞」の語は、(甲)に節略されていたのを書き加えたものと考えられる。さきの光武帝以来の詔を通覧すると、前詔または前帝や先帝の詔意をそのまま沿襲するものが多い

ことに気づく。たとえば(九)の(二)に「亡命者の贖はおの差あり」とのみあるは、(八)の(二)の「亡命の贖」に、死罪以下司寇作にいたるまで、贖額を三等に分けているのを承けて、その表現を節略したものであると考えられる。同様にして、(三)(甲)の(イ)に「勿答」と見えないのは、それに先きだつて出された(九)(イ)にも(八)(イ)にも、ともに「勿答」とあることによる節略であると考えられる。そして(甲)を承けて出された(乙)にこの語が加えられているのは、(乙)が(甲)の改定の詔であるところから、特に「勿答」の語を加えたのであって、(甲)において加えられていた答刑が、(乙)において改められたものとは考えがたい。一般に赦書による減死徙遷の刑においては、答刑は加えなかったもののように考えられる。もっとも後に見るように徙遷にさきだつて、髡刑(馬融伝)ないし髡鉗(蔡邕伝)の施された例もないではないが、これらは、一般的に天下の死罪囚を徙遷する場合と、おのずから事情を異にするものというべきであらうと思う。

なお沈家本は、「按ずるに漢法は、死罪一等を減ずれば斬左趾たり。肉刑を除くの後はまさに答うつこと二百なるべし。いま募りて辺戍に徙す、故に答うつことなし」(沈寄穆遺書、赦三、減等)といているが、ここに沈家本が「答うつこと二百」とするのは、文帝が斬右趾を棄市となし、斬左趾を答五百としたのに対して、景帝が五百を三百に、三百をさらに二百に減じたその二百をいうものようであるが、文帝が答刑に代えたのは肉刑であつて死刑ではない。しかしてここにいう徙遷刑は死刑の代替刑であつて、従つて肉刑に代えた答刑とは、本来その性質を異にするのみならず、答数もまた従つて關係をもたないといふべきであらう。沈家本はまた「いま募りて辺戍に徙す、故に答うつことなし」とするが、徙遷刑は強制的なものであつて、募りてというように罪囚の意志を尊重し、その選択を許すがごとき余地を存するものでは決してない。募りてといった表現をとつてゐるのは、辺境地域への植民を目的とする移住

か、死罪囚や罪人を戦闘に参加させる場合か、死刑執行を可能なかぎり避けようとする意図から、男子を蚕室に下し、女子を宮する場合などに限られていると見てよいであろう。その意味において沈家本の説は、結論としては賛同し得ても、その推論の根拠とするとそこには賛同しがたいといわざるを得ない。

次に徙遷の土地と徙遷に随伴する家族について考えてみるとする。

上掲の詔には、徙遷の土地を明記するものと明記しないものがある。その土地を明記しないものには、

詣邊戍(八)、詣邊縣(九)、徙邊(一〇)、戍邊(一一)、徙邊戍(一二)、(一三)

などあり、地名を明記するものに、

詣度遼將軍營、屯朔方・五原之邊縣(五)

與妻子詣五原・朔方占著(六)

詣軍營、屯朔方・敦煌(七)

詣金城戍(八)、(一〇)

詣敦煌(三)

詣馮翊・扶風屯(四)

詣敦煌・隴西及度遼營(五)

詣北地・上郡・安定戍(六)

其不能入贖者、遣詣臨羌縣、居作二歲(三)

などがある。徙遷の土地を記さないものは、おそらく当時の政治・軍事・司法などの機関の決定に任かすというほど

の意から、詔にはこれを指示しなかったものと思われるが、その土地を明示して詔から推せば、おそらく中国本土の北方から西北方にかけてのものが多かったであろうと想像せられる。他方、(田)の北地・上郡・安定のように長安北方の地域や、京兆とともに三輔をなす馮翊・扶風(四)など長安周辺の地に屯せしめた場合もあって、一概にこれを徙辺営とは呼びがたいものがある。さらにまた「度遼將軍營」・「度遼營」の名が(五)・(四)に見えるが、そもそも度遼將軍が設けられたのは、遠く前漢の昭帝(87-74 B. C.)に遡り、「度遼」の名は、遼水を渡って遼東の烏丸を討たしめたことに由来している(昭帝紀、元鳳三年(78 B. C.)の冬、応劭の注)。そして軍營が設けられたのは明帝の永平八年(65 A. D.)のことで(後漢書、南匈奴伝)、恰も(五)の詔の発せられた年のことであり、詔のごとく五原に屯して匈奴を防いだわけで、後漢書注に引く「漢官儀」には、「度遼將軍屯五原曼柏縣」とある。従って(七)に「詣軍營、屯朔方・五原」とある「軍營」は、その地名からいって、度遼營であると見て誤りはないであろう。

上記のごとく詔の記するかぎりにおいて、西北方の辺境地帯が多いということになるが、このほか列伝や帝紀によれば、比較的近い涿郡・雁門・新城などがあり、また遠く日南郡やその比景県、九真・合浦などがあげられる(大庭脩「漢の徙遷刑について」、史泉、第六号参照)。

次に徙遷に随伴する家族について見るに、さきに例示した章帝の建初七年九月辛卯の詔に、
妻子自隨、占著所在、父母同產欲相從者、恣聽之、有不到者、皆論乏軍興。(八)の(イ)

とあるが、このように妻子ないし父母兄弟の徙遷地への随伴を認める詔は、(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(四)等に見られる。そしてこの「占著所在」というのは、後漢書注に「名籍を附すをいう」とあるように、徙遷した土地の戸籍に著録することを意味している。しかしこの妻子や父母兄弟の同行は、あくまで本人たちの任意を前提とするものであることは、

「妻子自ら随う」とか、「父母同産あい従わんことを欲する」とかといった表現に窺うことができるが、それは一面において、徙遷地に定住せしめようとの植民的な意図を寓するものと思われる。ただし(七)(明帝永平十六年の詔)に、

(上略)妻子自隨、父母同産欲求従者、恣聽之、女子嫁爲人妻者、勿與俱。

とあって、妻子や父母兄弟はこれを認めても、すでに嫁して人妻たる娘に対してはこれを禁じている。

これら避遠の土地への徙遷に際して、どのような護送の方法がとられたかは詳らかでないが、上記のような赦書の発布にともない、一斉に「天下」の多数の囚人が送られる場合には、おそらくこれに相当数の役人を付し、集団をなして護送されたものと思われる。その護送の道程において、時に生じたであろう脱落者や逃亡者に対しては、「みな乏軍興をもって論ず」(八)としており、一種の軍律をもって嚴重な処罰をするのは、詔書に戍、屯、辺戍、軍營の名が見えることによつて知られるように、辺境守備の補充兵であるからであつて、「凡て徙る者には弓弩衣糧を賜う」(四の詔の末尾)とあるのがそれを示している。しかし他面、かかる辺境防衛の目的以外に、人口稀薄な僻地に対する植民を目的としていたことは、妻子や父母兄弟の同行を認めていることにも見られるが、それをさらに端的に示すものは、(五)の「父母同産の相代わらんと欲する者は、恣にこれを許す」という詔であつて、これは明らかに受刑者の代人を認めるものであつて、死刑囚の減等の刑としての徙遷刑が、本来の意味を逸脱して、植民ないし辺境の守備兵たらしめることに化していることを示すものである。

かくのごとき植民政策によつて増殖せられた辺境地域には、人口の増大に伴い当然に犯罪も生起するわけであつて、かかる場合、如何なる策が講ぜられたかを偶目した詔書によつてみると、明帝永平十七年(七)秋八月丙寅の詔に、

令武威、張掖、酒泉、敦煌及張掖屬國繫囚、右趾已下任兵者、皆一切勿治其罪、詣軍營。

とあって、上記のような中国西北の辺境地域では、その刑が右趾以下の罪囚で兵役に堪え得る者は、一切その罪を問わず、兵員として軍營に徴収するというのである。ここにいう「右趾已下」の刑名については後に改めて考察の機会をもつが、右趾以上が死刑であることはおそらく誤りのないところであるであろう。

ここで徙遷刑と大赦との関係について、二、三の事例に即して記しておきたい。徙遷刑が原則として、大赦や特赦によって免除されることはない。

まず後に改めて詳記する蔡邕さいよの場合であるが、邕は靈帝の光和二年(179)に家族とともに五原に徙され、翌三年の大赦をもって宥されている。邕の伝は次のように記している。

(靈)帝嘉其才高、會明年大赦、乃宥邕還本郡。

と。また靈帝紀には中平元年(184)三月壬子に

大赦天下黨人、還諸徙者、唯張角不赦。

とあって、党人の徙遷されたものを一斉に赦したが、賊帥の張角のみは大赦の対象からはずしたとしている。しかしこれは党人に対する大赦であって、一種の特赦である。そして党錮伝はこの大赦の詔の発せられた経緯を次のように記している。

中平元年、黃巾賊起、中常侍呂彊言於帝曰、黨錮久積、人情多怨、若久不赦宥、輕與張角合謀、爲變滋大、悔之無救、帝懼其言、乃大赦黨人、誅徙之家、皆歸故郡、其後黃巾遂盛、朝野崩離、綱紀文章蕩然矣。⁽¹⁾

注(1) 詩大雅蕩篇序曰、厲王無道、天下蕩蕩無綱紀文章。鄭玄注云、蕩蕩、法度廢壞之貌也。

と。次に特赦の事例をひとつあげると、和帝紀の永元十四年(102)には、

六月辛卯、廢皇后陰氏、后父特進綱自殺。

とのみあるが、これには次のような背後事情が存している。

和帝の陰皇后は、貴人の鄧氏の徳望が日に高くなるにつれて、帝の愛寵がいよいよ衰えるようになったので、ついに貴人を嫉み、祝詛をなしてこれを害しようとしたが、永元十四年夏これが発覚して廢せられ、皇后自身は憂死し、父の綱は自殺し、後の第三人と外祖母とは日南の比景県に徙され、宗親内外の昆弟はみな免官して田里に還された。かくて鄧貴人は立てられて皇后となり、元興元年(105)に和帝が崩ずると、生後百日の殤帝を奉じて天子となし、皇后は皇太后として朝に臨み、翌年、殤帝が崩ずると、十三歳の安帝を擁して朝政をとり、永初四年(110)にいたり、陰皇后の巫蠱に坐して徙辺されたものを郷里に還らしめた。後漢書はこれを次のように記している。

鄧太后詔赦陰氏諸徙者、悉歸故郡、還其資財五百餘萬。(和熹皇后紀)

太后愍陰氏之罪廢、赦其徙者歸郷、勅還資財五百餘萬。(同上)

と。このように特赦は、特定の人や場合に限られる赦であって、その数もおのずから限定されているが、大赦は天下一般的な赦であるのみならず、その回数もかなり頻繁に行なわれている。いま沈家本によると次のようなことになる。明帝は在位十八年に大赦三回、章帝は在位十三年に三、和帝は在位十九年に五、殤帝は在位一年に一、安帝は在位十九年に八、少帝は在位八ヶ月に一、順帝は在位十九年におよそ八、質帝は在位二年ならずして二、桓帝は在位二十一年に十四、靈帝は在位二十二年に二十、少帝は在位六ヶ月に二、獻帝は在位三十一年に十一、先主は在位三年に一、後主は在位四十一年に十三と。そして沈家本は最後に「大抵、盛時には赦少くして乱時には赦多し」と結んでいるが(沈寄篠遺書、赦考三)、この大赦と徙遷との間には、結果的にそこにひとつの交互関係が成りたつと見ることができ

るであろう。すなわち一方において、大赦によって徙遷の刑が宥免せられて、辺境の守備兵の減員が生ずるのに対して、他方、滅死徙辺の詔の頒発によって、辺地防備の兵員は絶えず補充せられるため、兵員の交替や志気更新の役割を果たすということもできる。なお序でをもつて、徙辺の刑徒の現地における生活の一端を記すれば、蔡邕伝注に引く「鬻別伝」によると、「臣既に徙所に到り、塞に乗り烽を守り、職として侯望に在り、憂怖焦灼して云云」とあって、当時知名の学者であった蔡邕をもってしてさえ、その日常の任とするところは、一般の戍兵と同じ軍務に服し、敵襲の侯望に従事していたことが知られる。

以上、さきに列記した後漢歴代の天子の詔の(一)の(イ)項、すなわち死罪一等を減じて徙遷するというものにつき、その用語に若干の解説を試みたので、次に徙遷の記述ないし事例を後漢書の帝紀・列伝に徴してみることにする。しかしその挙げるところの事例は僅少であるのみならず、順帝(125-144)以後の後漢後半期に属するもののみであり、しかもそれは私の偶目したにすぎぬものばかりであるが、史料の不足は、後に前漢の事例数例を示すことによって諒恕されたい。要は漢代の滅死一等の刑の何たるか、その一般を窺い得るとすれば可とするというにある。

(1) 安帝が延光四年(163)に崩ずると、章帝の孫の北郷侯懿(158)が天子となり、安帝の皇太子(後の順帝)を廃して済陰侯とするとともに、皇太子の官属たる小黄門の籍建、傅の高梵ら以下、みな罪過なくして罪せられ、籍建らは朔方に徙された。しかし北郷侯懿が即位後数月にして崩じて順帝(126-144)が即位すると、徙遷されたものを召還して中常侍とした。そのうち高梵は贓罪に坐したが、死一等を減ぜられ、また籍建は後に東郷侯、三百戸に封ぜられた。後漢書はこれを次のように記している。

(上略) 及帝即位、並擢爲中常侍、梵坐臧罪、減死一等、建後封東鄉侯、三百戶。(宦者列傳、孫程傳)

これによると籍建・高梵らの徙遷は、法的な刑罰というより、むしろ政治的な追放と目すべきものである。また高梵の帰還後の臧罪については、「梵坐臧罪、減死一等」とあるが、晉書刑法志によると、章帝・和帝に仕えた陳寵(9-106)の子の陳忠が、「臧吏三世の禁錮を解く」ことなどを安帝(107-125)に進奏して、「その事みな施行せられた」(訳注中国歴代刑法志、八〇―八八頁)とあり、これによると安帝の当時官吏の臧罪は、子孫三代にわたる仕官の禁止であったものが、陳忠の上奏によって解除されたことになっており、この刑法志の一般的記述と、高梵の臧罪が死刑であったとする宦者伝の記述とは、果たしてどのような関係にあるかが明らかでない。なお高梵の減死一等の刑が何刑であるかは記されていない。

(2) 順帝(126-144)の永建(126-132)年間に、清河の趙騰が災変を上言し、朝政を譏刺するという事件があり、騰を繫拷して徒党八十余人を捕え、みな誹謗の罪をもって重法に付することとなったが、時に司空の張皓(91-132)が上疏して諫めて次のようにいった。騰らは上を干し法を犯したとはいえ、その言わんとするところは尽忠正諫であって、これをもし誅戮するならば、天下の口を杜^{ふさ}ぎ諫争の源を塞ぐこととなり、天子がその徳を明らかにし後世に示す所ではないと。天子もまた悟るところあって、騰の死罪一等を減じ、その徒党はみな司寇としたと。後漢書はこれを次のように記している。

帝乃悟、減騰死罪一等、餘皆司寇。(張皓傳)

なお後漢書はここに前書音義を引いて、「司寇は二歳刑なり、司寇に輪作す。因りて以て名づく」としているが、趙騰の死罪一等を減じた刑の何刑たるかは記していない。

(3) 胡広(91-172)の字は伯始、南郡華容(今の湖北省襄陽の地)の人。後漢書はその伝の終わりに近くその経歴を記して、「公、台に在りてより三十余年、六帝(安・順・沖・質・桓・靈帝)に歴事し、(中略)凡そ一たび司空を履^ふみ、再び司徒と作り、三たび太尉に登り、また太傅となる」とあり、また当時京師の諺に「万事理^{おさ}まらざれば伯始に問え、天下の中庸は胡広にあり」といわれたとあって、胡広が国家枢要の地位を歴任し、その信望が如何に厚かったかを窺うに足るが、桓帝の延熹二年(159)に生じた大將軍梁冀の反乱に際し、当時、太尉の胡広が、司徒の韓續、司空の孫朗とともに、宮衛の護衛にあたらなかった罪をもって死罪とされた。しかし三人とも死一等を減じて、爵位を剥ぎ封邑を奪い免じて庶人とされた。後漢書はこれを、

延熹二年、大將軍梁冀誅、廣與司徒韓續、司空孫朗、坐不衛宮、皆減死一等、奪爵土、免爲庶人。(胡廣傳)。

韓續傳には韓演[△]に作る。

と記しているが、事の経緯は次のごとくである。

順帝の皇后梁氏と桓帝の皇后梁氏とは姉妹であり、大將軍梁冀は桓帝の梁皇后の兄にあたる。^注

注 韓演伝注に引く晉の華嶠の後漢書には、「梁皇后崩、梁貴人(後の桓帝の皇后)大幸、將立、大將軍梁冀欲分其寵、謀冒姓爲貴人父、演陰許諾、及冀誅事發、演坐抵罪」とあって、これによると、范曄の後漢書の記する梁太后および梁皇后と梁冀との身分関係はまったく異なってくる。華嶠のそれによれば、韓演は梁冀の身分の詐称を知りながら、これを許容したわけであり、それがそもその演の罪の因ということになる。

梁氏は順帝の崩後、沖帝(144)を立てて自らは太后として朝に臨み、沖帝の崩後は質帝(145)を立てて朝政を乗り、梁冀が質帝を毒殺すると桓帝(146-167)を立て、その間、梁冀は朝政を専らにしていたが、梁太后が和平元年

(150) に政を桓帝に帰えして崩じ、梁皇后が延熹二年(159)に崩ずると、梁冀はただちに反乱を起こした。桓帝は自ら督戦して梁冀の邸宅を囲んで大將軍の印綬をとりかえし、梁冀は妻子とともに自殺し、梁氏一族および内外の宗親数十人がみな誅に伏した。このとき胡広も韓續も孫朗も共にこの事件に関連してその罪を問われた。いまこれら三人の罪とその処分とを桓帝紀注に引く「東觀記」によると、

並坐不衛宮、止長壽亭、滅死一等、以爵贖之。

とあり、三公の要職にある者がいづれも長壽亭にとどまっていた、宮廷防衛の責に任じなかった罪をもって、三人とも死罪一等を減じ、封爵をもって贖せしめたとあって、胡広伝に記するところと大差はない。しかるに桓帝紀・胡広伝・韓演伝および黄瓊伝とを対比すると、その記述に若干の差異が見出される。故に次にこの四者を併記してみるとしよう。

大將軍梁冀謀爲亂、(中略)太尉胡廣坐免、司徒韓續、司空孫朗下獄。(桓帝紀)

大將軍梁冀誅、(胡)廣與司徒韓續、司空孫朗、坐不衛宮、皆滅死一等、奪爵土、免爲庶人、後拜太中大夫、太常、(延熹)九年、復拜司徒。(胡廣傳)

大將軍梁冀誅、演坐阿黨抵罪、以滅死論、遣歸本郡、復拜司隸校尉。(韓演傳)

明年(延熹二年)梁冀被誅、太尉胡廣、司徒韓續、司空孫朗、皆坐阿附免廢。(黄瓊傳)

すなわち韓演伝および黄瓊伝によると、胡広らの罪は単なる左顧右眄といったものではなく、梁冀の「阿黨」やそれへの「阿附」にあって、そのため「衛宮」の責を果さなかったということになる。またその処分も、帝紀・列伝と必ずしも一致しないが、おそらく爵土を召上げられて庶人とされたが、胡広はのち司徒に、韓續は検察の長官たる司

隸校尉になったものごとく、このように一たびは極刑たる死罪を宣せられた重罪人が、やがて再び国の枢機に参ずるといった事例は、古来しばしば見られるところであって、ここに中国における刑罰なるものの性格、特にそれは政治との関連において考えるべきものが存するように思われる。

(4) 桓帝の永寿三年(157)に長沙の蛮が反乱し、延熹三年(160)には郡界を抄掠し、また零陵(今の湖南省零陵の地)の蛮が長沙に侵入し、その冬には武陵(今の湖南省常德の地)の蛮六千余人が江陵(今の湖北省江陵の地)に入寇した。それで荊州刺史の劉度、謁者の馬睦、南郡太守(治所は今の湖北省江陵の地)の李肅らはみな遁走しようとした。そのとき李肅の主簿の胡爽は肅を諫めて、太守は国の大臣として重責があり、どうして遁走すべきであろうかと馬首をおさえてとどめたが、肅は爽を斬って遁走してしまった。桓帝はこれを聞いて肅を徵して棄市とし、劉度と馬睦とは死一等を減じ、爽の門閭は家ごとに一人を郎に任じてこれを賞したとある。後漢書はこれを

帝聞之、徵肅弃市、度・睦減死一等、復爽門閭、拜家一人爲郎。(南蠻西南夷傳)

(5) 蔡邕(132-192)の名は「独断」や「蔡中郎集」、さらに熹平石經などによって知られている。靈帝のとき召されて郎中を拜し、書を東觀に校し、さらに議郎に遷った。しかし司徒の劉郃とあい容れず、叔父の衛尉の質もまた将作大匠の陽球と隙があり、球が中常侍の程璜の女の夫であったところから、靈帝を動かして邕・質二人を洛陽の獄に下し、断劾するに「奉公を仇怨し、大臣を議害し、大不敬弃市」をもってしたが、中常侍の呂強が邕の無実を愍んで帝に請い、他方、帝もまた邕がさきに天変地異や鮮卑の入寇などに対して上った封事や、また妖異災変の続出によって人心が動揺していたとき、帝の下問に対えた邕の章奏を嘉みし、詔を下して邕の死罪一等を減じ、家族とともに髡鉗して朔方に徙し、赦書が出されてもその恩典には浴し得ないということにした。後漢書はこれを次のように記してい

る。

於是下邳・質於洛陽獄、劾以仇怨奉公、議害大臣、大不敬弃市、事奏、中常侍呂強、愍邕無罪、請之、帝亦更思其章、有詔減死一等、與家屬髡鉗徙朔方、不得以赦令除。(蔡邕傳)

この蔡邕の伝には若干の解説を付しておく要がある。「大不敬」の「不敬」とは、晉の張斐ちやうはいの泰始律(268)の注によると、「礼を欠き節義を失うのを不敬という」(訳注中国歴代刑法志、一二九頁)とあり、「大」は天子に対する不敬をいうのであろうが、とにかく抽象的であって仮託しやすい罪名である。唐律では「十惡」の六に「大不敬」をあげているが、その自注はかなり具体的な行為を規定しており、それによれば邕を大不敬とするに足る犯情は見出せない。しかし光和元年(788)七月、靈帝の問いに対して上たてまつった邕の奏章は、輔弼の大臣を議害するものともとられる内容のものであり、またそのように仮託し得るていのものであったので、そのため「大不敬」の罪とされたものと解される。次に「家属とともに髡鉗して朔方に徙す」とあるが、家族とともに徙遷することを認めた詔は、さきに列記した詔の(五)、(六)、(七)、(八)、(九)等にすでに見えるところであって、そのこと自体は異とするに足りないが、問題は本人に髡鉗が施されたということであって、さきの諸詔の「勿笞」に対して、明らかに酷刑であるといわざるを得ない。すなわち髡鉗が衆目を引く刑であるのみならず、鉗刑が著しく身体を拘束するものであることはいうをまたない。しかし髡鉗の刑が独り蔡邕にのみ科せられたものでないことは、安帝(107-125)の崩後、北郷侯懿が立てられて天子となったとき、大將軍長史の謝泌と黃門侍郎の樊敞とが、ともに「大不道」の罪名のもって、死罪を減じて髡鉗せられた事例があり、後漢書はこれを

泌・嚴滅死、髡鉗。(安思閻皇后紀)

と記している。この場合注意すべきは、髡鉗が鬻においては付加刑であるのに対して、謝泌・樊岐のそれは死罪に代わる本刑であるということである。これに対して髡刑が徙遷の付加刑として科せられた事例を、鬻と同時代でやや先きだつ馬融(79-166)において見ることが出来る。

(梁)冀諷有司、奏融在郡貧濁、免官、髡徙朔方。(馬融傳)

と。すなわち徙遷の付加刑としての髡鉗ないし髡刑は、ひとり蔡鬻にのみ施された特異な事例でないのみならず、詔書には殆ど常套的に「勿笞」の語があるにかかわらず、実際には髡鉗ないし髡刑を加えた徙遷刑が存するということである。

このことと関連して付言すれば、鬻の伝には前記のごとく「家屬とともに髡鉗して朔方に徙す」とあるが、これにつづく伝の記述によれば、鬻が実際に居住したのは五原の安陽県である。五原と朔方とはもともと北辺の相接する地域ではあるが、東西ややその位置を異にしている。彼の伝によると次のごとくである。

陽球、客をして路を追うて鬻を刺さしむるに、客、その義に感じてみな用をなすなし。球またその部主まいたいに賂まいたいして毒害を加えしむるに、賂かえせられるもの反かえつてその(事)情をもって鬻を戒しむ。故に毎つねに免まぬがるる得たり。五原の安陽県に居る。

因に陽球はのち洛陽の獄に送られて誅死し、その妻子は辺に徙されている。(陽球伝)
とあって、徙遷の地は本来は朔方であったが、陽球の危害を免れるために、現地で採られた措置であったもののごとくである。

次に今ひとつの問題は、鬻の徙遷は前記のごとく「赦令をもって除くを得ず」とあるが、実際には赦ゆるに会して免さ

れている。すなわち邕の徙遷が赦令の適用外とされていることは、徙遷刑が一般に赦令によって解除されることを物語っており、従って徙遷刑に限っていても、赦令の発せられる時期如何によって、徙遷の期間に長短の差が当然なこととして生ずるわけである。しかるに邕の場合は、本来それと無関係である筈であるにかかわらず、特に帝意によって赦免されており、これを彼の伝は次のごとく記している。

邕、前に東觀^①にあつて盧植・韓説^{かんえつ}らと後漢紀を撰補せしが、たまたま事に遭^あいて流離して成すを得るに及ばず。因りて上書して自ら陳^{ちん}べ、その著わすところの十意^②を奏し、首目を分別して章の左に連置す。帝はその才の高きを嘉^よみし、明年の大赦に会い、乃^{すなわ}ち邑^{ゆる}を宥^{ゆる}して本郡に還^{かえ}す。

① 東觀は洛陽宮の南宮にあり、藏書・校書・伝授・著作・修史・撰集などを行なう建物で、「東觀記」などの書名はこれにもとづく。

② 後漢書注は「なお前(漢)書の十志のごとし」としている。

と。そしてこの赦免の年月は明記されていないが、伝に「明年の大赦に会い」というのは、光和「三年(180)春正月癸酉、大赦天下」(靈帝紀)とあるがそれにあたる。そもそも邕の徙遷が、司徒の劉郃とあい容れなかったことにあることは、さきにすでに記したごとくであるが、靈帝紀によると、劉郃が司徒となつたのは光和二年三月のことで、その十月には、劉郃や陽球らは宦者を誅せんとしてその謀が泄^もれ、獄に下つて死んでいるから、従つて邕の徙遷はこの年の三月から十月までのことということになる。他方、彼の伝には「邕、徙されてより歸るに及ぶまでおよそ九月」とあり、前記のごとく大赦が光和三年の正月であるから、これから逆算すると、その徙遷は前年の五月頃と推定せられ、その期間はきわめて短かつたことになる。また邕の年令は、この事件のため詔によって尚書の詰問を受けてい

るが、それに対する邕の上書の中に「臣、年四十有六」とあり、これが光和二年ということになる。なお邕のその後について記するの伝の記述には、後漢の刑罰を考える上で若干の史料を存しており、後に改めて考察の資に供したいと考えている。

以上、蔡邕の伝に見られるように、かつては赦令の適用を受け得ないとされていた彼の徙遷刑が、僅々九ヶ月後の大赦に際して解除されている事実は、天子という最高権力者の恣意や愛憎によって、刑罰が容易に左右される一面を物語るものというべきであろう。

(6) 霊帝の中平元年(184)に黄巾の賊がおこり、盧植は北中郎将として天下の諸軍を発してこれを征し、連戦して万余人を斬獲した。賊帥の張角らは敗走して広宗(今の河北省広宗の地)に拠ったので、植は囲みを築き阮あなをうがち雲梯はしごを作り、今やこれを抜かんとする態勢にあった。そのとき霊帝は小黃門の左豊を遣わして戦況を視察させた。それで、ある者が植に勧めて、賂を豊に贈って戦況を有利に報告させようとしたが、植はこれを却けた。豊は帰って天子に報ずるに、広宗の敵は破摧し易い形勢にあるのに、植は壘を守って軍を息やすませ、自然に敵の降るを待つといった状況にあるというをもってした。霊帝はこの報に怒り、植を罪人護送用の檻車に乗せて召還し、死罪一等を減じたところがあるが、減死一等の何刑たるかはこれにもまた記されていない。(盧植伝)

(7) 史弼は陳留考城の出身で、桓・霊時代の人。始め州郡に仕え、のち累遷して尚書となり、出でて平原の相、さらに河東の太守となった。時に孝廉の士を挙ぐべき詔を受けたが、弼はあらかじめ権貴の請託の多からんことを慮って、一切その依頼を受けつけなかった。しかるに中常侍侯覽の使者の策にかかって覽の依頼の書を読まされ、怒った弼は使者を笞打つこと数百、安邑(今の山西省夏県の地、河東の獄はこの地にあった)の獄に送って即日拷殺させてしまった。

覧は激怒して詐^{いつわ}って飛書(匿名の手紙)を作^つって弼を司隸に下し、誹謗の罪をもって廷尉の詔獄で棄市の刑と定められた。しかし弼の友人らが覧に賄賂を贈り、死罪一等を減じて左校に輸作することとなった。後漢書はこれを「得減死罪一等、論輸左校」と記している。かくて弼は左校での刑期を終えて郷里に帰り、病と称して門を閉ざして出なかつたが、しばしば公卿の推挙を受け、また議郎の何休が、弼は「幹国の器なり、宜しく台相に登すべし」と訟えたので、徴されて議郎を拜し、靈帝の光和(178-184)年間に彭城の相となって没した。(史弼伝)

以上、死罪一等を減じた七例を偶目した後漢書列伝を中心に紹介してきた。しかしいずれも順帝から桓・靈時代に属するものであって、後漢初期の事例を提示し得ない憾みがあるが、いま上記七例について要約すると次のようなことになる。

- (1) 高梵は賊罪によって死一等を減ぜられたが、その賊罪が如何ほどの賊であるか、また減死一等のうえ如何なる刑を科せられたかも明らかでない。
- (2) 趙騰は朝政誹謗の罪によって、徒党とともに重法に服することとなったが、張皓の諫奏によって死一等を減ぜられ、その徒党は司寇(二歳刑とされている)とされている。
- (3) 桓帝の延熹二年に大將軍の梁冀が反乱を起こしたとき、三公の職にあった胡広と韓續[△]と孫朗とは、ともに宮衛を衛らなかつたことよ^つつて罪せられたが、韓演[△]によると、韓演は梁冀に「阿黨」した罪により、死を減じて本郡に帰らしめたとあり、黄瓊伝には、太尉の胡広、司徒の韓續、司空の孫朗は、みな梁冀に「阿附」した罪によ^つつて「免庶」されたとあり、胡広伝には「みな死一等を減じ、爵土を奪い、免じて庶人となす」とあ^つつて、三伝その記述に簡繁の差があるが、その罪名と地位とからい^つつて、胡広伝の記述をも^つつて精確なものと思^わわれる。

(4) 桓帝のとき南方の蛮の侵寇に際して、南郡太守の李肅は、諫止する胡爽を斬って遁走した罪によって棄市となり、同じく遁走した荊州刺史の劉度と謁者の馬睦とは、それぞれ死一等を減ぜられた。

(5) 蔡邕は大不敬の罪をもって告劾されたが、靈帝の詔によって死罪一等を減じ、髡鉗して家族とともに朔方に徙された。

(6) 北中郎將の盧植は黄巾の賊を敗走させ、賊將の張角と相對峙し、今やこれを隕滅せんとする状態にあったが、小黃門の左豐の悪意による偽奏により減死一等の刑を受けた。

(7) 河東太守の史弼は、孝廉の士の推挙に一切の請託を拒否していたが、中常侍侯覽の使者が策を弄して請託したので、これを即日拷殺させた。侯覽は怒って弼に誹謗の罪をきせたため、廷尉の詔獄において棄市の刑とされた。しかし友人らの覽への贈賄によって、死罪一等を減じて左校に輪作することとなった。

以上七例を通してみるかぎり、死罪一等を減ずるとのみあって、科した刑が何刑であるかを記さないものが(1)(2)(4)であり、死罪一等を減じ、爵位封邑を取りあげて庶人としたものが(3)であり、左校に輪作したとするものが(7)で、髡鉗して家族とともに朔方に徙された、いわゆる徙遷となったのは(6)の蔡邕の場合のみということになる。もちろんこれら後漢後半期の僅少な事例をもって、早急な概括は厳に慎しむべきであるが、さきの(五)の明帝永平八年の詔(1)以下、各帝の詔における減死一等の刑が、一の例外もなくことごとく徙遷刑であるのとは、まさに対照をなすものであるということができる。もっとも前掲のような赦書によって、一斉に天下の繫囚の死罪一等を減ずるといった場合と、上記の事例に見られるような減死一等とは、事情を基本的に異にするというべきであるが、ここで問題としようとするのは、赦書と具体的事例との齟齬を示そうとすることにあるのではなく、死罪一等を減じた刑が必ずしも徙遷刑で

はないということ、換言すれば後漢時代の徙遷刑は、死刑に次する唯一の刑ではなかったことをいわんとするにあるのであって、その意味において、死罪一等を減じて左校に輸作させたとする(7)、および死罪一等を減じたとのみあって、減じた刑の何たるかを記さないものが多いことなど、後漢の刑罰の次序を考える上で、私には却って興味ある史料であると考えられる。

上記のごとく後漢書には、死罪一等を減じた事例が寡少なから見出されるが、晉書刑法志によると、前漢末に近い元帝(48-33 B.C.)哀帝(7-1 B.C.)時代に死罪一等を減じた数を示す史料がある。いま参考までにそれを示せば、それは梁統(生卒不詳)が光武帝に呈した上疏中に見えるもので、

卑見によれば、元帝の初元五年(48 B.C.)に、死刑を軽くしたのが三十四事例、哀帝の建平元年(6 B.C.)から四年までに死刑者(原文には「殊死者」とあるが、一本は「誅死者」に作る)の刑を軽くしたのが八十一事例であったが、そのうちの四十二事例は、人を手づから殺したものにつき、いずれも死罪より一等を減じたものであって、これを明文化して恒常的なおきてとした。(下略)(原文は訳注中国歴代刑法志、七三頁参照)

とある。また後漢書梁統伝には

元帝初元五年、輕殊死刑三十四事、哀帝建平元年、輕殊死刑八十一事、其四十二事、手殺人者、減死一等。

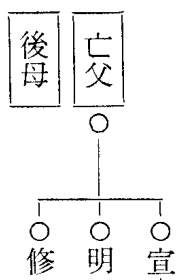
とあって、その注に引く「東漢紀」の記述もこれとまったく同文である。これによると元帝のとき、すでに相当多く死罪の減輕を行っていたこと、哀帝のときに減死一等をもって常法とするにいたったことが知られる。晉志はこれを「著して常法となす」と記している。

いまこれを元帝につぐ成帝(33-7 B. C.)および哀帝(7 B. C.-5 A. D.)時代における滅死一等の事例若干に徴して見ることにする。

(8) 成帝(33-7 B. C.)のとき甘忠可なるものが災異の説を唱え、罔上惑衆の罪によって獄に下って死んだ。その後、その説を奉ずる夏賀良らが、哀帝の病氣と災變のしばしば生ずるのに乗じて、漢朝の曆運はまさに中衰の時にあたっており、改めて受命して興隆を計るべきであるとし、帝号・年号の改称や漏刻の制の増益を行なわせ、さらに大臣を更迭して、自説の信奉者たる解光や李尋をもって輔政たらしめようと企てたが、哀帝の病状は依然として改まらず、また何の嘉応も現われなかったので、ついに哀帝の不信を買って獄に下り、光禄勳、光禄大夫と御史中丞および廷尉とが雑治して、夏賀良らは誅に伏し、また賀良らを推挙して黄門に待詔させた騎都尉の李尋と司隸校尉の解光とは、死一等を減じて敦煌郡に徙されている。時に建平二年(5 B. C.)八月のことである。哀帝紀には「(上略)賀良等反道惑衆、下有司」とのみあるが、李尋伝には次のように記してある。

當賀良等執左道、亂朝政、傾覆國家、誣罔主上、不道、賀良等皆伏誅、(李)尋及解光減死一等、徙敦煌郡と。

(9) 薛宣には明と修の二人の兄弟があり、明は南陽の太守となり、宣が丞相のとき修は臨菑の令であり、宣らの亡父の後母は修のもとにあって病没した。修はそのため官を辞して三年の喪に服したが、宣と明とはその喪に服せず、そのため兄弟の間に不和を生じた。



哀帝のとき博士で給事中であった申威は、宣が後母の服喪をせず、骨肉の情に薄い人物であり、かつ、さきには不忠不孝をもって免官されたことがあり、再び封侯とし

て朝政にあずかるべき人間ではないといつて毀つていた。当時、右曹侍郎であった宣の子の況は、申威のこのことをしばしばきき、楊明なるものに金品を賂り、申威の顔面に劊をつけさせて、その地位におれないようにしようと画策していた。時たまたま司隸(校尉)(京兆を始めとする七郡の糾察の官)に欠員が生じたので、そのうち申威がその職に補せられ、父の宣を糾弾するであろうことを恐れて、楊明に宮門外で申威を襲わせ、その鼻と唇とを断ち切り、全身に八ヶ所の劊を負わせた。それで哀帝はこの事件を有司に下し、その科すべき罪刑を上奏させているが、御史中丞と廷尉の意見が甚だしく異なっているのみならず、その論罪の根拠とするところにも興味があり、いわば当時の求刑の態様を窺うに足る史料とも考えられるので、序でもってその概要を記しておく。

御史中丞の奏言するところは次のごとくである。

況は朝臣であり、父の宣はかつての宰相であつて、いま再び列侯に封ぜられていて、たがいにあい勅めて教化に努むべきであるにかかわらず、骨肉の間で疑心をいだき、申威が修の言をきいて宣をあしざまにいうとしているが、申威のいうところはみな宣の実際の行迹であつて、衆人の周知するところであり、廷臣たるものよろしく傾聴すべきである。況は申威が給事中であり、やがて司隸(校尉)となつて宣を劾奏するであろうことを恐れ、楊明に宮門のきわめて近くに待ち伏せさせ、大道人衆の中で天子の近臣を殺傷することによつて、人の耳目を塞ぎ、論議の種を根絶しようと考えた。まことに桀黠くて恐れ忌るところのないやり方である。そのため万民ひとしくやかましくいいあい、四方に流伝して、誰もがこの事件を知るようになった。従つてこの事件は、一般の民が怒つて争鬪したのとはその性質を異にしている。そもそも天子の近臣を尊敬するのは、天子の側近くに仕えるものであるからだといわれている。礼に、公門を過ぎれば下車し、君主の乗馬を見ればこれを崇敬するとあつて(曲礼上)、君主の乗馬にすら敬意を払う

とされている。「春秋」によると、意図が悪ければその事が成功しても誅戮を免れぬとするが、上を侵す源は小さいうちに断たねばならない。況は首悪で楊明は手づから傷害を加えたもので、下手人の楊明も画策した況も共に凶悪で、いずれも大不敬の罪に該当する。それで楊明には重罪をもって論じ、況ら一味は棄市の刑とすべきである、と。後漢書はこれを

況首爲惡、明手傷、功意俱惡、皆大不敬、明當以重論、及況皆棄市。(薛宣傳)

ここに「況らみな棄市」とあることによって、況の申威傷害の策謀が、況一人のそれではなくして、父の宣、兄の明も多少これに関与したであろうことが想像されるが、漢書にはまったくそのことを記していない。しかし宣の官を免じて庶人としたという後記の哀帝の裁決は、その間の消息を物語るもののように考えられる。

これに対する廷尉の上奏は次のごとくである。

律に「鬪うに刃をもって人を傷つくる者は、完城旦となし、その賊は罪一等を加え、謀を与にする者は同罪とす⁽¹⁾」とあって、陛下の詔書は、無実を捏造して罪におとすようなものであってはならず、刑は律文どおりに定むべきである。

(1) 晉書刑法志に引く晉の張斐の律注に、「双方言い分があつてたち向かうのを鬪という」とあり、また「賊」については、「格別の理由がないのに傷害を加えるのを賊という」とある(訳注中国歴代刑法志、一二九頁)。従つてこれによれば、「鬪」は双方がその意をもって鬪うのをいうのに対し、「賊」は一方的に相手に加害することをいい、「鬪」と「賊」とは区別されており、当然に「賊」は「鬪」より罪は重いということになる。故に「その賊は罪一等を加え」とあるわけである。従つてまた、「鬪」の罪が完城旦であれば、「賊」を行なつた楊明と「謀を与にする」況らとは、それに罪一等を加えて髡鉗城旦ということになる。

また「伝」(出典不明)には、「人を遇するに義をもってせずして、殴られて痕のできた者は、瘡つけた者と罪は鈞ひとしい。不直を悪むからである」とあって、⁽²⁾

(2) ここで漢書の注は応劭の説を引き、「杖をもって手づから人を毆撃して、その皮膚を剝ぎ、腫れて青黒くなっても創瘢きずあとのない場合は、律では「痕瘡」という。人を遇するに義をもってせざるを不直となし、殴られるといえども殴る人と罪は同じ」とある。

申威は修と非常に仲がよく、修のためにしばしば宣を悪しざまにいいふらしていたことは直ちよくといいがたい。況は含むところあって申威を傷つけたもので、その策謀は前もってすでになされていたことであり、申威が司隸(校尉)になるのを恐れてなされたものではない。この事件はもともと私ごとの争いであって、宮城の掖門外の路上で生じたとはいえ、一般庶民の争鬪あらそいと異なるところはない。人を殺したものが死刑となり、人を傷害したものがそれ相当の刑を受けるのは、今も昔も変らぬ大法であって、夏殷周三代以来改められたことはない。孔子は「必ずや名を正さんか、名正ただしからざれば刑罰中あたらざるに至る。刑罰中たらざれば、民、手足を錯おくところなし」(論語子路篇)といわれたが、この事件は況が首犯で、楊明は天子の側近を傷つけた下手人であって、その罪は大不敬にあたるが、もはや公罪たると私罪たるとは問うところではない。春秋の見解では、「心を原なすねて罪を定む」としている。況の心情を原なすねてみるに、父の宣が誘そしられて忿怒いかりを発おこしたままで、他に大きな悪意があつたことではない。小過を合わせて大罪として死刑に陥おとしれるのは、陛下の仁慈な詔意に違ふものであり、また法の精神でもないと思われる。従つて御史中丞の意見のように極刑に処すべきではない。立派な君主は、自己一身の怒りをもって刑を重くするといったことはなさらぬものである。楊明は賄賂を受けて一方的に人を傷害したわけで、その罪は不直にあたり、況とその一味いちみは皆その爵位

を引当てにして完城旦の刑とすべきである、と。

哀帝は公卿や議臣にこの両者の意見の是非を問うたところ、丞相の孔光と大司空の師丹とは、御史中丞の意見をもって是となし、將軍以下博士・議郎たちは、廷尉の説をもって是とした。結局、哀帝は況の罪一等を減じて敦煌に徙し、宣は免官して庶人となし、故郡に帰らせたとある。漢書はこれを

況竟減罪一等、徙敦煌、宣坐免爲庶人、歸故郡、卒於家。(薛宣傳)

(10) 鮑宣が司隸(校尉)であった当時、丞相の孔光はその官属をして禁止されていた馳道の中央を行かしためが、たまたまその一行に出会った宣は、下僚に命じて丞相の掾史を引き止めてその車馬を没入させ、大いに丞相の面目を擢辱した。それで事件は御史に下され、中丞の侍御史が司隸の官舎に出向いて宣の属官を逮捕しようとしたが、宣は門を閉ざして侍御史を内に入れさせなかった。このため宣は、天子の使者を距閉して門内に入れず、人臣としての礼を亡し、大不敬・不道であるとして廷尉の獄に下された。それで博士弟子の王威は諸生千余人を糾合して宣を救わんとし、孔光が入朝してこの件を上奏するのを遮り、その乗車が進行し得ないようにするとともに、宮門をかためて上書したので、哀帝はついに宣の死罪一等を減じて髡鉗とした。鮑宣伝はこれを

上遂抵宣罪減死一等、髡鉗。

と記している。なおここにいう「髡鉗」が髡鉗城旦を省略した表現なのか、それとも髡刑と鉗刑とをあわせ科したにすぎないものなのか明らかでないが、さきに記した蔡邕が徒遷にさきだつて加えられた刑が髡鉗であったことなど思ひあわせて、おそらく後者であったであろうと考えられる。序でもって受刑後の宣の生活を記すると、上文につづいて伝は次のように記している。

宣既被刑、乃徙之上黨、以爲其地宜田牧、又少豪俊、易長雄、遂家于長子。

注 長、爲之長帥也。雄、爲之雄豪也。

と。宣は髡鉗の刑を受けたのち上党(今の山西省長治県の地)に移り住み、その地が農業にも牧畜にも好適であり、加うるにその地に豪族といったものも余りいないので、産を成して富豪たりやすいとして、長子県に居を定めたとあって、これは刑余の者の生活を物語るものとして興味がある。

(11) 何並は哀帝のとき隴西太守から潁川太守に徙った。そのとき潁川郡の掾の鍾威に千金の贓があり、時に尚書令でかつ廷尉を領していた鍾威の兄の鍾元は、弟のために礼を厚くして何並に詫び、死罪一等を減じて速やかに髡鉗の刑に処せられんことを請うている。これに対して何並の答えたところは、罪を定めるものは鍾威自身の罪状と天子の法律とであって、太守の任とするところではないというにあった。漢書はこれを次のように記している。

廷尉免冠、爲弟請一等之罪、願蚤就髡鉗、並曰、罪在弟身與君律、不在於太守。(何並傳)

と。ここで鍾威の贓千金というのは、おそらくその役職を利用しての多額の金品の不正收受をいうものと思われるが、特に留意すべきは、兄の鍾元が「弟のために一等の罪を請い、願くば蚤に髡鉗に就かんことを」というていることばであって、漢書注はこの「一等の罪」に汝淳の説を引いて、「死罪一等を減ず」ることとしている。そして鍾元のことばからは次の二点が留意される。そのひとつは官吏の贓罪が死刑とされていることで、さきに記した事例についていえば、後漢の北郷侯懿(125)のときに、高梵が贓罪に坐して死一等を減ぜられている例がある(本稿二五頁、①)。他の一点は、鍾元が弟の死罪一等を減じて髡鉗の刑たらしめんことを請うていることであって、その表現からも窺えるように、減死一等の刑が髡鉗とされているということである。いまこのことを証示する史料を、若干の解説を付し

てあげれば次のごとくである。

班固は漢書刑法志の末尾（訳注中国歴代刑法志、五七頁）に、前漢末、後漢初期の刑罰の実態を叙して次のごとくいうている。

今去髡鉗一等、轉而入於大辟。注 如淳曰、減死罪一等。

さらにまた次のようにも記している。（同上、五六頁）

（上略）至乎穿窬之盜、忿怒傷人、男女淫佚、吏爲姦臧、若此之惡、髡鉗之罰、又不足以懲也。

と。ここで班固のあげる四種の犯罪（そのうちに官吏の贓罪が含まれている）のごときは、髡鉗の刑ぐらいでは防止できるものではなく、よろしく肉刑を復活すべきであるというのであって、これはすなわち肉刑が廃止されていることによって、死刑と髡鉗との中間刑の欠けていることを物語るものであり、従って死刑に次する刑は髡鉗であって、これが前記の「髡鉗一等を去れば轉じて大辟に入る」ことになるわけである。

ここで上に引用した史料を点綴してみると次のようなことになる。

前漢の成帝・哀帝時代の減死一等の刑としてあげた四例には、敦煌への徙遷と髡鉗とがそれぞれ二例ずつあり、晉志所載の梁統の上疏中に、哀帝のとき減死一等をもって常法とするにいたったことが述べられており、また漢志の末尾に班固が、当時、死刑に次する刑が髡鉗であったと記していることよって、前漢末から後漢の明帝の頃までの刑制においては、死罪一等を下せばただちに髡鉗であったことが知られ、従って髡鉗が死罪一等を下した刑であったことになるが、他方、明帝以後の歴代天子の詔においては、一貫して徙遷をもって減死一等の刑としている。これに対

して後漢書列伝に見える減死一等の事例には、「髡鉗徙朔方」と二刑をあわせ科するもの、また「脱爵土、免爲庶人」、あるいは「輸左校」などとするものなどがあって、減死一等の刑に数種の刑の存していることが知られる。またさき以後漢書列伝によってあげた七例のうちには、「減死一等」とのみあって、その刑の何たるかを記さないものが四例も存し、これが少からず問題となるが、もしこれを梁統の上疏に見られるごとく、哀帝が死罪一等を減ずることをもって常法としたとするならば、その刑が何刑であったかはしばらく措いて、それが常法たるの故をもって、あえてその刑名を記さなかったということも、一応は成りたち得る理解であると思われる。しかし依然として残るのは、減死一等の刑は何かということである。これが上に見てきたところの問題の要約である。

ここで私はいまひとつ、仲長統(179-219)の伝に引くその「損益論」のことは引用したい。

肉刑之廢、輕重無品、下死則得髡鉗、下髡鉗則得鞭笞。

とあって、これは後漢末の刑罰の状態を叙したものであるが、これによれば文帝の肉刑廃止(169 B.C.)以後、後漢の献帝(190-220)の時代にいたるおよそ四百年近く、死刑一等を下せば髡鉗であり、髡鉗一等を下せば鞭笞であったとあり、従って減死一等の刑は髡鉗であったということになる。

なおここにいう髡鉗が髡鉗城旦・舂であるとすれば、文帝の肉刑廃止時における髡鉗城旦・舂と鞭笞とは、その刑の輕重が入れ替わっていることになる。

しかし他方、引用の諸例および明帝以後の詔によれば、独り髡鉗のみをもって減死一等の刑とは目し得ないことすで見えてきたところである。しからば班固や仲長統は何によって上記のごとく述べたかが問題となるが、それについては一解として、減死一等の原則的な刑として髡鉗をあげたことができるかと思う。なぜかとならば、歴史的

事実として、髡鉗以外に種々な減死一等の刑の存していることを、班固のごとき史家や仲長統のごときが知らなかったとは考えがたいからである。また徙遷刑は、前漢以来、減死一等の刑として行なわれてきたが、後漢の明帝以後の詔によって、確然と減死一等の刑として、刑制史的にその位置を占めるにいたったというべきであろう。しかるに(5)の蔡邕が髡鉗と徙遷とをあわせ科されているのに対して、(3)の胡広は庶人とされたにすぎず、(7)の史弼もまた左校に工人として労務に服したにすぎないといった事例は、同じ減死一等の刑でありながら、それが必ずしも一定した刑でなかったことを示す以外の何ものでもない。そしてこのような同等の刑名に対する科刑に甚だしい軽重の差が生ずるのは、さきに記した事例によってもその若干は窺知し得るがごとく、犯罪のそのもの軽重ということもさりながら、犯罪者の身分の高下や過去の功績、天子の恣意や愛憎、あるいはその時の政治状況如何など、諸種の条件や要因などによって大きく左右されるのがその実態であって、その典型的な一例は、かの文帝の肉刑廃止という画期的な刑制改革が、一少女の提訴と憐憫とを契機として行なわれたという事実にも見ることができる。そしてこの刑罰の適用に見られる一種の機動性——それは減死一等の刑に数種の刑が存することによっても知られるが——は、中国の司法行政刑そのものが、本来、政治の消極的な機能を演ずるにすぎないものとされているところに、その根本的な事由があると考えられる。

さきに私は仲長統伝に引く「損益篇」が、文帝の肉刑廃止以後すくなくとも後漢末までの刑制を、死罪、髡鉗、鞭笞の三等と記していることを記したが、それが果して然るか否かは別に考えることとして、次に前漢書に「減死二等」ないし「減死罪三等」と記するものが見えるので、後にこの問題を考える資料として、その事件の経緯とともに次に紹介しておくこととする。事件というのは哀帝の建平二年(5 B.C.)八月のことである。(人名が多くかつ複雑なので、

重要人物にのみ傍線を付しておく)

哀帝の祖母の定陶太后は、尊号を称したいと欲していたが、太后の従弟の大司馬高武侯傅喜と、丞相の孔光と大司馬の師丹とは、共に正義を持ってこれに反対した。しかるに同じく太后の従弟の孔郷侯傅晏は、太后に阿諛してその指に従い、新しく京兆尹となった朱博と謀って太后の願望を実現させようとした。このため反対する師丹がまず官を免ぜられ、師丹に代って朱博が大司空となり、朱博はしばしば哀帝に見えて封事を奏し、丞相の孔光を罷免して庶人となし、また高武侯傅喜を国に就らしめて、朱博はついに孔光に代って丞相となった。ところが傅太后はなおも傅喜を怨んでやまず、朱博をしてその爵位封邑を没収するように命じたので、朱博は御史大夫の趙玄に強要して、傅喜はすでに退免されて無用の人物であるから、爵位封邑を没収して庶人とすべきであると上奏させた。哀帝は傅太后が常に傅喜を怨んでいることを知っており、かねてから朱博と趙玄とが太后の意を承けて動いているのではないかと疑っていたので、尚書に命じて趙玄を召出して白状させた。それで左將軍の彭宣が廷臣とともに取調べて次のように劾奏した。

朱博は宰相であり、趙玄は上卿であるのに、朱博は左道を執って上恩を虧損し、以て信を貴戚に結び、君に背いて臣(傅太后をさす)に郷い、政治を傾乱した姦人の雄で、下に附して上を罔し、臣として不忠不道である。また趙玄は朱博のいうところが非法であることを知りながら、義を枉げて附従したもので大不敬である。また傅晏は朱博とともに傅喜の免退を謀っており、礼を失し不道である。三人とも廷尉の詔獄において罪を議すべきである。というものであった。

そこで哀帝はさらに將軍・中二千石・二千石・諸大夫・博士・議郎らにこれを議せしめたところ、右將軍の嬌望ら

四十四人の意見は、彭宣らの奏するがごとく処理すべきであると奏申した。

しかるに諫大夫の龔勝ら十四人が上奏するところは次のようであった。

春秋の義では、姦をもって君に仕えるは常刑の舎ゆるざるるところとする。それで魯の大夫の叔孫僑如は（魯の）公室を顛もつぱらにしようとして、族兄の季孫行父を晉に譖うったえたので、晉は行父を魯国を乱す者として執とらえて囚おしこめたと、春秋

（左伝）はこれを大事件として記録している。いま博晏は救命を放棄し、その族類を毀そこい、朝政を干乱し、大臣を要みかたにして上かみを罔なみし、この計謀を立てた事件の張本人であって、朱博や趙玄と同罪にすべきであり、罪はいずれも不道にあたる。

と。結局、哀帝は趙玄を死罪より三等を減じ、博晏の封戸の四分の一（通鑑、胡注によると晏の封戸は五千戸、その四分の一は千二百五十戸としている）を削り、また朱博は廷尉の詔獄に詣いたらしめたが、朱博は自殺してその国は除かれた。哀帝紀はこれを、

丞相博、御史大夫玄、孔郷侯晏有罪、博自殺、玄減死二等論、晏削戸四分之一。
と記しているが、朱博伝には、

上減玄死罪三等、削晏戸四分之一、假謁者節召丞相詣廷尉詔獄、博自殺、國除。

とあって、死罪を減ずること二等と三等の差があり、荀悦の「前漢紀」もまた「二等」に作っている。「三」は、あるいは「二」の誤りではないかと思われるが、通鑑（卷三四）も「三等」に作り、胡三省は「減死罪三等爲隸臣・妾」と注までしている。しかしこの胡注で明らかでないのは、一般に漢の刑制では、髡鉗城旦・舂、完城旦・舂、鬼薪・白粲、司寇作、隸臣・妾とされており、もしこれによるとすると、胡注のごとく隸臣・妾をもって死罪から二等を減じた

刑とは目しがたく、かりに三等とするもまた然りである。

さらにまた仲長統伝において見たごとく、死罪一等を下せば髡鉗であり、髡鉗一等を下せば鞭笞であったとすれば、鞭笞は死罪から二等を下した刑ということになる。然らば鞭笞からさらに一等を下した三等の刑名は如何ということ、およびそれと、胡注が隸臣・妾をもって死罪三等を下した刑とするのとの関係如何ということなど問題となるが、これらの問題はいずれも後考をまつとするよりほかにはない。(未完)